

## 事業計画書

(2026年1月1日から2026年12月31日)

(趣旨)

一人親家庭等の環境にある児童及び生徒並びに学生で経済的理由によって修学が困難な者のうち、品行方正かつ成績優秀な者に対し必要な支援を行い、もって地域社会の発展と社会福祉の向上に貢献することを目的とする。

(奨学金支給事業計画)

(1) 児童養護施設入所者を対象とした奨学金支給

①対象者

2026年3月1日現在、愛知県内の児童養護施設等に入所しており、2026年4月に大学へ進学する者

②支給人数

4年生大学進学者 2名程度

③支給額

月額80,000円 年額960,000円。

特別な場合を除いて返済の義務なし。

支給年数は最長4年間とする、ただし、奨学生として相応しくないと判断された場合には、奨学金の支給を中止する。

(2) 愛知県内の高校生を対象とした奨学金支給

①対象者

愛知県内の高等学校に在学し、学習意欲があり、人物・学業ともに優秀で、かつ心身健康であるが、学費が十分でないと認められる者

②支給人数

10名程度

③支給額

月額60,000円 年額720,000円。

特別な場合を除いて返済の義務なし。

支給年数は最長3年間とします。但し、高等学校を卒業後は、進学する大学の学部を考慮し、再選考する。

(3) 全国の大学生・大学院生を対象とした奨学金支給

①対象者

全国の大学・大学院に在学し、学習意欲があり、人物・学業ともに優秀で、かつ心身健康であるが、学費が十分でないと認められる者。

②支給人数

17名程度

③支給額

月額80,000円 年額960,000円。

特別な場合を除いて返済の義務なし。

支給年数は最長4年間とする（なお、修士課程及び博士課程へ進学した者については、引き続き継続して支給）

ただし、奨学生として相応しくないと判断された場合には奨学金の支給を中止する。

(4) 在籍奨学生を対象とした海外留学資金としての奨学金支給

①支給人数

在籍奨学生5名程度

③支給額

1名800,000円を想定（個別の渡航費用により増減あり）

(5) 採用継続奨学生を対象とした奨学金支給

①対象者

2025年度以前に当財団が採用した児童養護施設退所者、高校生及び全国の大学生・大学院生

②支給人数

児童養護施設退所者	:	4名	
高校生	:	10名	
大学生・大学院生	:	75名	計89名

③支給額

児童養護施設退所者	:	月額80,000円、年額960,000円
高校生	:	月額60,000円、年額720,000円
大学生・大学院生	:	月額80,000円、年額960,000円